

2019年度
関西学院大学ロースクール
B日程

一般入試（法学既修者）

商 法 問 題

《10:00～12:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【商 法 問 題】

以下の文章を読んで、〔設問 1〕および〔設問 2〕に答えなさい。解答に際しては、根拠条文を明示すること。

甲株式会社（以下「甲会社」という。）は、取締役会および監査役を設置する公開会社であり、その取締役は、A、BおよびCの3名で、Aが代表取締役である。甲会社の株主構成は、発行済株式総数1万株のうち、Aが3500株、BおよびCがそれぞれ2500株を保有しており、残部は数人の者が分散所有している。なお、甲会社は種類株式発行会社ではない。

現在、甲会社では、会社経営上の問題からAとB・Cが対立しており、この対立は容易に解消する様子はない。BおよびCは、Aを除く他の株主に対して、次の株主総会でAを取締役に再任しないように働きかけることを計画している。この動きを察知したAは、BやCに何ら相談することなく、また、甲会社に差し迫った資金調達の実効性は低いにもかかわらず、甲会社における持株比率上のバランスを自らに有利なように変更することを企図して、Aに好意的なPに対して募集株式を発行した（以下「本件株式発行」という。）。本件株式発行の効力が発生した後になってこの事実を知ったBは、「本件株式発行は、著しく不公正な方法による募集株式の発行である。」と主張して、本件株式発行の効力を争うつもりである。なお、本件株式発行については、甲会社の定款規定に基づき、官報への公告が行われている。

〔設問 1〕

「著しく不公正な方法による募集株式の発行」とは何か。また、これはどのような基準に基づいて判断されるのか。

〔設問 2〕

上記〔設問 1〕で解答した基準に照らして、本件株式発行の効力について論じなさい。

【出題趣旨】

1 論点及び出題趣旨

本問における論点は、著しく不公正な方法による募集株式の発行（以下、「不公正発行」という。）の効力である。募集株式の発行に歌詞が存在する場合、確かに、既存株主の利益という観点からは無効にすることが望ましいといえるが、他方、募集株式の発行は特に公開会社においては取引法的側面を有することから、取引の安全を考慮する必要がある。本問は、公開会社における不公正発行の効力につき、不公正発行の定義と判断基準を示した上で、具体的事案における当てはめと不公正発行がなされた場合の効力について問うものである。

【解説・講評】

1 解説

- ① 著しく不公正な方法による募集株式の発行の定義と判断基準がしっかりと示されていること

著しく不公正な方法による募集株式の発行とは、不当な目的を達成する手段として募集株式の発行が利用される場合をいう（定義）。そして、その判断基準は、いわゆる主要目的ルールと呼ばれるものであり、募集株式の発行を行う種々の目的のうち、現経営者の支配権維持・確保等の不当な目的が資金調達等の他の正当な目的に優越する場合には、著しく不公正な方法による募集株式の発行となるというものである。主要目的ルールについては、論者により（あるいは裁判所の決定により）その表現に若干の差異は見られるものの、概ね上記のような表現が示されていることが必要であると思われる。

- ② 本件株式発行が、主要目的ルールに照らして不公正発行に該当すること、そして不公正発行が新株発行無効の訴えの無効原因になるかどうかにつき、判例をベースに論じられていること

本件では、甲会社に差し迫った資金調達の必要性がなく、他方で、Aは自らの取締役としての地位を維持することを目的として本件株式の発行を行っているという事実をもとに、上記の主要目的ルールに照らして、不公正発行該当性を論じる必要がある。また、本件甲会社は公開会社であるが、公開会社における不公正発行が新株発行無効の訴えの無効原因になるかどうかを、判例規範に従って論じる必要がある（最判平成6・7・14判時1512号178頁）は、非公開会社の事案であるにもかかわらず、無効原因とはならないと判示している）。その際には、理由付けとして、上記最判では、取引の安全及び画一的判断の必要性が挙げられていることから、これらの点にも言及す

ることが要求される。

2 講評

- ・ 不公正発行の定義が正確に示された答えは、ほぼ皆無であった。答案の中には、定義と判断基準を混同しており、「著しく不公正な方法による募集株式の発行とは、現経営陣の支配権を維持することを主要な目的とする株式の発行である」と論じるものが見られた。主要目的ルールは当該募集株式の発行が不公正発行に該当するかどうかを判断する基準であることが意識されていないことから生じる記述であると思われる。
- ・ さらに、不公正発行が新株発行無効の訴えの無効事由に該当するかどうかについても、さしたる理由を挙げることなく、不公正発行だから無効であるとか、会社法 210 条 2 号に該当するから無効であると論じる答案もあり、募集株式発行の瑕疵に関する勉強不足を示すものと考えられる。
- ・ 他方、不公正発行についての定義を除き、判断基準としての主要目的ルール及び本問における当てはめ、さらに、不公正発行の新株発行無効の訴えの無効事由該当性について、しっかりとした規範の定立と当てはめがなされていた答案も散見され、そのような答案には高得点を与えた。
- ・ 総じて、募集株式の発行については、勉強が手薄になっていると思われる答案が多く、募集株式の発行については過去の司法試験においても出題されていることから考えると、早急に基礎的知識の定着とその確認を進めることが望ましいと思われる。